

# 愛媛県都市計画審議会議事運営規程

(昭和44年愛媛県都市計画審議会規則第1号)

## (目的)

第1条 愛媛県都市計画審議会(以下「審議会」という。)の議事運営については、愛媛県都市計画審議会条例(昭和44年条例第17号 以下「条例」という。)に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。

## (招集)

第2条 会長は、審議会を招集しようとするときは、会議の5日前までに議案を添えて日時及び場所を委員及び臨時委員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

## (欠席)

第3条 委員及び臨時委員は、招集を受けた場合において事故のため出席できないときは、あらかじめその旨を会長に申出なければならない。

## (代理)

第4条 条例第2条第1項第2号に規定する委員が事故のため出席できないときは、前条の規定にかかわらず、その命じた者を出席させ、審議に参加させることができる。  
2 前項の規定により出席した者は、会議のはじまる前までに代理を証する書面を会長に提出しなければならない。

## (議長)

第5条 議長は、議場の秩序を保持し、会議の事務を統理する。

## (発言の方法)

第6条 会議において発言しようとする者は、議長の許可を求めなければならない。

## (公開の原則)

第7条 審議会の会議は、公開とする。

## (議事録)

第8条 議長は、議事録を作成し、次に掲げる事項を記載しておかなければならない。

- 一 審議会の開催日及び場所
- 二 出席委員の氏名
- 三 議題となった事項の件名
- 四 審議の概要
- 五 表決数
- 六 その他重要な事項

2 議事録には、議長及び会議において定められた2人以上の委員が署名しなければならない。

(答 申)

第9条 会長は、付議された事項につき、知事に答申する場合は、文書をもってしなければならない。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

附 則

この規程は、昭和44年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年11月20日から施行する。